



PwCベトナムニュースブリーフ

新CIT法に関する重要な新ルール

2026年3月





ご一読ください

2026年3月12日、財政省は通達20/2026/TT-BTCを発行し、2025年CIT法および政令320/2025の施行に関するガイダンスを示しました。通達20号は2026年3月12日から施行され、2025年度以降の課税年度に適用されます。

通達20号は、書類手続、プロセスおよび管理に関するガイダンスに重点を置いており、企業が新しいCIT制度を実務上どのように適用するかを判断する上で重要な役割を果たします。通達20号は、ベトナム企業だけでなく、ベトナムで事業を行う、またはベトナムから所得を得る外国企業にも大きな影響を及ぼします。

主なポイント



通達20号は、法人所得税法および政令320号において原則が定められている、以下の主要分野についてガイダンスを提供しています。

01

損金算入費用 — 証憑および立証資料

- ・ 通達20号は、法人所得税上、損金算入と認められるために必要な証憑要件についてガイダンスを示しており、当該期間中に対応する収益がまだ発生していない費用も含まれます。
- ・ 裏付書類は、原本、原本証明写し、企業印が押印された写し、または法令に適合した電子文書の形で保管することができます。
- ・ また、通達20号では、特定の費用区分(例: 落札に至らなかった入札関連費用、新製品・新サービスに関する市場・製品調査費用、未稼働プロジェクトに係る土地賃借料・インフラ維持費用)について必要となる書類も明示しており、通常の会計記録を超える業務上の立証資料が求められる場合があります。

02

CIT優遇措置 — 証憑および自己申告

通達20号は、CITの優遇措置を適用するために必要な書類についてガイダンスを示すとともに、自己申告制度を改めて強調しています。この制度の下では、優遇措置の適格性は定期的な税務調査において税務当局による確認の対象となるため、十分な証憑の整備および一貫した適用が重要であることが示されています。

投資拡張プロジェクトについては、企業は以下を行う必要があります。

- (i) 拡張プロジェクトに係る登録投資資本について税務当局に通知すること
- (ii) 当該通知を、年次法人所得税申告書と併せて、かつ当該拡張プロジェクトを実施する課税年度までに提出すること
- (iii) 登録投資資本にその後変更が生じた場合には、改めて税務当局へ修正通知を提出すること

主なポイント



03

CIT目的の収益認識のタイミング

通達20号は、以下を含む特定の事業活動について、課税収益を認識する時期の判断を詳細に定めています。

- ベトナム企業の場合：物品の輸出、航空輸送サービス、建設・据付工事（造船を含む）、および電力・水の供給。
- 外国企業の場合：出資持分の譲渡、有価証券および譲渡性預金証書の譲渡、ならびにデリバティブ証券（先物契約）の譲渡。特に、出資持分の譲渡については、当初の出資譲渡契約が効力を生じた時点が収益認識のタイミングとされています。

新たな明確化 — グループ内再編に伴う資本譲渡：通達20号は、最終的な親会社に変更がないことを条件として、一定のグループ内の所有構造再編取引に伴う資本譲渡については、通達で定められた要件を満たす場合、課税所得が発生しない取引として取り扱われ得ることを明確にしています。

04

ベトナム企業の海外投資所得

通達20号は、海外投資プロジェクトから所得を得るベトナム企業に対するCITの申告および納付について、通達80/2021/TT-BTC(改正後)に基づく税務管理手続および新たな税務管理規定の下で発出される後続ガイダンスに沿った形でガイダンスを示しています。

主なポイント



05

外国企業のCIT申告義務

これまでベトナムでは、ベトナムで事業を行う、またはベトナム源泉所得を有する外国企業に対し、主として源泉徴収税（外国契約者税 — FCT）の仕組みにより課税してきました。通達20号は、CIT法および政令320号で導入された政策方針に沿って、外国企業へのCIT法の適用に関するさらなるガイダンスを示しています。外国企業は、新たな制度の下で、ベトナムにおける登録、申告、納付義務が生じる可能性があるかを検討する必要があります。2026年3月12日以前に締結され、旧来の「ハイブリッド方式」に基づきFCTとして登録されている契約については、契約満了まで引き続き従前の規定を適用することができます。

06

重要な経過措置

通達20には、実施初年度のコンプライアンスを容易にするための経過措置/既得権保護が含まれており、特に(i)2026年3月12日より前に発生し、2025課税年度に請求された損金算入費用、および(ii)政令320に基づく特定の要件の有効日の調整が含まれます。

1. 損金算入費用に関する証憑要件（2025課税年度）

- 2025課税年度については、証憑要件が既に明確に規定されている場合、企業は引き続き通達96/2015/TT-BTCを適用することができます。
- それ以外の場合には、関連法令に基づく有効なインボイスおよび裏付書類が必要となります。

2. 施行日の整合

- 通達20号に規定されている非現金決済に関する証憑要件および資本譲渡に関する規定は、政令320号の施行日から適用されます。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではありません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn